エーアイテレビ(株) 加入約款

(業務)

- 第1条 エーアイテレビ株式会社(以下、「エーアイテレビ」という)は、有線テレビ放送その 他情報サービス業務を行い、加入者は、次の業務の提供を受けることができる。
 - (1) 農業生産の向上をはかるために必要な、各種情報の収集と提供。
 - (2) 生活文化の向上に必要な、各種情報の収集と提供。
 - (3) テレビジョン放送、および FM ラジオ放送を同時再放送する業務。
 - (4) テレビジョンによる自主放送番組を制作、および放送する業務。
 - (5) エーアイテレビと提携する事業者が提供する放送、およびインターネット接続、その他の業務
 - (6) その他、必要と認められる情報の提供。

(業務区域)

第2条 エーアイテレビの業務を行う区域は、徳島県板野郡、藍住町・板野町の全域とする。 (加入契約)

第3条 加入契約は、第1条の業務を利用しようとする者が、各世帯別に、所要事項を記入 した加入申込書を提出し、エーアイテレビがこれを承諾したときに成立する。

(オーナー契約)

第4条 アパート・マンション等の賃貸集合住宅にあっては、原則として、家主が一括して加入申込を行い、エーアイテレビと家主との間で、加入契約を結ぶことができる。ただし、家主が一括して加入申込を行わない場合は、各世帯が個別に加入することができる。また、分譲マンションについても、家主に代わる者を定めることにより、これに準ずることができる。

(加入負担金)

- 第5条 加入契約が成立した場合、加入の申込をした者は、エーアイテレビに加入負担金を 支払わねばならない。加入負担金とは、エーアイテレビのセンター設備・伝送路設 備の建設費の一部を利用者にご負担いただく「工事負担金」のことをいう。
 - 2 加入負担金の額は、別表料金表のとおりとする。

(基本利用料)

- 第6条 エーアイテレビの基本利用料は、エーアイテレビの設備および加入者の設備が、業 務の提供が受けられるように完備したとき、その翌月から支払うものとする。
 - 2 利用料の額は、別表料金表のとおりとする。ただし、エーアイテレビの提供する業務内容の変更または経済状態の変化などにともない利用料の額の改正を行う必要が生じた時は、これを改定することができる。この場合、額の改定を実施する1ケ月前までに、加入者に周知しなければならない。

(提供サービス等)

- 第6条の2 再放送チャンネル等の提供サービスについては都合により変更する場合がある。 変更する場合には、ホームページまたはコミュニティチャンネルにて告知する。
 - 2 オプションサービスやサービス提供の技術方式等を変更する場合には、旧オプション、旧方式サービスの新規受付を終了する場合があるが、既存利用者へのサービスを終了する際には6ヶ月前までに利用者に周知をしなければならない。

3 旧サービス継続期間中に加入者の希望により新サービスに変更する場合は、変 更工事費等を請求することがある。請求の有無、金額については該当サービス ごとに都度定めて周知する。

(セットトップボックス利用料)

- 第7条 利用者が、衛星放送のオプションチャンネルを視聴するときは、エーアイテレビが 貸与するセットトップボックスを利用するものとし、その利用料は、別表料金表の とおりとする。
 - 2 加入者の故意または過失により、前項の機器の故障・破損・紛失等が生じた場合は、加入者が実費弁償しなければならない。

(有料チャンネル受信料)

- 第8条 日本放送協会(NHK)の受信料については、加入者と日本放送協会(NHK)との間の受信契約によるものとし、料金の支払いも加入者と日本放送協会(NHK)の間で行う。
 - 2 その他の有料チャンネルの視聴料については、各番組提供事業者ごとの定めにより、 エーアイテレビが代行徴収する場合と、加入者が各番組提供事業者に直接支払う場 合がある。

(B-CAS カードの取り扱いについて)

- 第8条の2 デジタル放送用 IC カード(以下「B-CAS カード」という)に関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款(KB0008B)」に定めるところによる。
 - 2 B-CAS カード有償交換又は再発行費用は1枚につき2,160円(税込)とする。

(C-CAS カードの取り扱いについて)

- 第8条の3 C-CAS カードはエーアイテレビから利用加入者に貸与するもので、加入者は善良なる管理者の注意義務をもって C-CAS カードを管理するものとする。
 - 2 C-CAS カード有償交換又は再発行費用は 1 枚につき 2,200 円(税込)とする。

(支払いの方法)

第9条 エーアイテレビに対する支払いは、原則として、金融機関の口座振替によるものと し、支払い条件等は別に定める。

(設備施設の管理)

- 第10条 エーアイテレビは、その施設のうち、エーアイテレビ局舎から加入者宅に設置する ONU(又は保安器)の出力端子までの設備を施行し、これを所有・保全・管理し、これに要する費用を負担する。
 - 2 加入者は、その施設のうち、ONU(又は保安器)の出力端子から受信機までの設備 を施行し、これを所有・保全・管理し、これに要する費用を負担する。ただし、 セットトップボックスについてはエーアイテレビの所有とする。
 - 3 前項に規定する加入者の設備の施行は、原則として、エーアイテレビが指定した 機材および電気工事業者により行わなければならない。ただし、エーアイテレビ が承諾したときはこの限りではない。
 - 4 当社が加入契約に基づいて設置する機器に必要な電気料金は加入者が負担するものとする。

(業務の提供を受ける設備の承継)

第11条 加入者が、転出その他の事情により、加入者の地位を第三者(以下、「譲受人」という)に譲渡するときは、契約者変更届をエーアイテレビに提出するものとする。

- この場合、エーアイテレビは、審査のうえ、地位の譲渡に同意しないことができる。
- 2 前項に定める地位の譲渡時に、加入者に、利用料や加入負担金等のエーアイテレビに対する債務が残存している場合、譲受人は、加入者のエーアイテレビに対する一切の債務を、重畳的に引き受ける。
- 3 地位の譲渡に伴い費用が発生する場合は、加入者と譲受人が連帯してこれを負担する。

(受信機設備場所の変更等)

- 第12条 加入者は、住所移転その他の事情により、エーアイテレビの業務区域内に限り、 設備場所を変更することができる。
 - 2 設備場所の変更に伴うエーアイテレビおよび加入者の設備移転に要する費用は、 加入者の負担とする。

(加入契約の解約)

- 第13条 加入者が、加入契約を解約する場合には、速やかにエーアイテレビに届け出るものとし、エーアイテレビはその設備を撤去する。
 - 2 撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する敷地・家屋・構築物等の復旧を要す る場合には、加入者においてその復旧費用を負担する。
 - 3 セットトップボックスを利用している加入者は、付属品を含め、解約時にはこれ を返還しなければならない。
 - 4 加入負担金は、第22条に定める加入契約の撤回が認められる場合、また、加入者宅までの引込工事が完了していない場合を除き、いかなる場合にも返還はしない。

(一時停止)

- 第14条 加入者が、事情によりエーアイテレビの提供する業務の一時停止、またはその再開を希望する場合は、速やかにエーアイテレビに届け出るものとし、エーアイテレビは、必要な措置をとらなければならない。
 - 2 一時停止に伴うエーアイテレビの設備変更に要する費用は、加入者の負担とする。 利用料は、一時停止の翌月以降無料とする。

(加入者の義務)

第15条 加入者は、エーアイテレビが設備の検査・調査・修理等を行うため加入者の敷地・ 家屋・構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供する義 務を負う。

(非常事態または放送の異常)

- 第16条 天変地異・災害・事故等の非常事態、サービス提供のために必要な設備の改修工事、その他やむを得ない事由のため、義務の一部あるいは全部が提供できなくなった場合、エーアイテレビはその責めを負わない。
 - 2 エーアイテレビは、加入者からエーアイテレビの提供する業務の受信に異常がある旨の申し出があったときは、ただちにこれを調査し、必要な措置を講じるものとし、これに要する費用を負担する。ただし、異常が加入者その他の責めに帰す場合には、その者の負担とする。

(加入者の義務違反による停止)

第17条 加入者が、つぎの各号の一に該当する場合には、催告のうえ業務の提供を停止す

ることができる。

- ① 3ヶ月以上にわたり、利用料金等を滞納したとき。
- ② エーアイテレビが所有し、管理する設備を故意に損壊し、その業務の遂行を 妨害したとき。
- ③ 加入者でない者の設置する受信機器に、分配接続したとき。
- ④ その他、本約款の規定に違反する行為をしたとき。
- 2 加入者に前項の事実があった場合、エーアイテレビは契約を破棄することができる。この場合の取り扱いは、第13条の規定を準用するものとし、エーアイテレビは、利用料、加入負担金等の未払債権、および損害が生じた場合の損害賠償請求権を留保する。

(無断使用等の禁止)

第18条 エーアイテレビの提供する業務に関し、加入者個人が録画録音したものは、個人 として楽しむなどのほかは、著作権法上、権利者に無断で使用することはできな い。

(個人情報等の利用)

- 第19条 エーアイテレビは、業務の提供に関して知り得た加入者の個人情報(以下「個人情報」という)を、以下の利用目的の範囲内で利用します。
 - ① 放送サービス(付帯する業務も含む)を提供すること、および放送サービス(付帯する業務も含む)の内容をより充実したものにすること。
 - ② 加入者に有益と思われる放送サービス(付帯する業務も含む)、エーアイテレビ または提携先の商品・サービスに関する情報を提供すること。
 - ③ 加入者から個人情報の取り扱いに関する同意を得る等、加入者への連絡の必要が生じた場合に、連絡すること。
 - ④ 利用状況や利用環境などに関する調査を実施すること、およびエーアイテレビ内の関連部門に報告・連絡すること。
 - ⑤ 放送サービス(付帯する業務も含む)のサービス向上等の目的で、アンケート調 査等による個人情報の集計および分析等をすること。
 - ⑥ 前号の集計および分析により得られたものを、個人を識別または特定できない態様で第三者に開示または提供すること。

(個人情報等の開示と提供)

- 第20条 エーアイテレビは、以下の場合、個人情報を本人以外の第三者に対し、開示・提供することができるものとします。
 - 加入者の同意を得た場合。
 - ② 裁判官の発布する令状により、強制処分として捜索・押収がなされる場合、その他法令の規定に基づく場合。
 - ③ 人の生命・身体または財産の保護のために必要があり、加入者本人の同意を 得ることが困難な場合。
 - ④ 前条の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取り扱いの全部 または一部を委託する場合(個人情報を適切に管理するように契約等により義 務づけた業務委託先または提携先に委託する場合に限る)
 - ⑤ 放送サービス(付帯する業務も含む)の料金に関する債権・債務の特定、支払および回収に必要とエーアイテレビが判断した場合。

2 エーアイテレビは、加入者からの申し出により、放送サービス(付帯する業務も含む)の提供に関する業務に支障のない範囲で、これらの個人情報の照会・修正・利用・開示の中止および利用・開示の再開に応じるものとします。なお、書面で回答を要する場合は、手数料(1回につき500円)を支払うものとします。

(約款変更)

第20条の2 本約款に変更があるときは、エーアイテレビの自主制作チャンネル内、およびエーアイテレビのホームページにおいて加入者に告知する。

(提携先約款、定めなき事項)

- 第21条 加入者が、エーアイテレビと提携する事業者のサービスを利用する場合は、各提 携事業者のサービス約款によるものとする。
 - 2 いずれの約款にも定めなき事項、あるいは疑義が生じたときは、エーアイテレビ と加入者が互いに誠意をもって協議の上、解決にあたるものとする。

(加入契約の撤回)

- 第22条 加入申込者は、新規工事日後、契約書面の受領日から起算して8日を経過するまでの間、文章によりその申込の撤回または当該契約の解除を行なうことができる。
 - 2 前項の規定による加入契約の撤回は、同項の文章を発した時にその効力を生じる。
 - 3 加入契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、又は完了済みの場合には加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとする。

附則

- この約款は平成3年8月25日より効力を有する 附 則
- この改正約款は、平成 13 年 7 月 1 日から効力を生じる 附 則
- この改正約款は、平成 18 年 10 月 1 日から効力を生じる 附 則
- この改正約款は、平成 19 年 4 月 1 日から効力を生じる 附 則
- この改正約款は、平成 19 年 8 月 1 日から効力を生じる 附 則
- この改正約款は、平成 22 年 4 月 1 日から効力を生じる 附 則
- この改正約款は、平成 24 年 8 月 1 日から効力を生じる 附 則
- この改正約款は、平成 26 年 4 月 1 日から効力を生じる 附 則
- この改正約款は、平成 28 年 5 月 2 1 日から効力を生じる 附 則
- この改正約款は、令和元年10月1日から効力を生じる

料金規約

※料金はすべて税込表示

1. 初期費用

①個別加入契約 1世帯(1引込)

加入負担金	66,000円	
引込工事費	33,000円	
宅内工事費	実費 (別記、宅内工事単価表参照)	

②オーナー契約(集合住宅等)※原則1引込とする

加入負担金(※1引込工事費込)	下記、戸別金額表参照
宅内工事費	実費 (別記、宅内工事単価表参照)

※建物の形状、敷地内での配置などにより、やむをえず追加引込工事が必要となる場合、 別途、追加引込工事費が必要となります。

追加引込工事費	22,000円/1引込
宅内工事費	実費 (別記、宅内工事単価表参照)

<集合住宅戸別金額表>

1契約につき、所有 $2\sim4$ 戸を 1 1 0 0 0 0 円、 4 0 戸 4 4 0 0 0 0 円として、戸数により下表のとおりとする。また、 4 1 戸以上は施行費用を勘案し別途決定する。

$2\sim 4$ 戸	110,000	17戸	228, 690	30戸	347,	3 8 0
5戸	119, 130	18戸	237, 820	31戸	356,	5 1 0
6戸	128, 260	19戸	246, 950	32戸	365,	6 4 0
7戸	137, 390	20戸	256,080	33戸	374,	7 7 0
8戸	146, 520	21戸	265, 210	34戸	383,	900
9戸	155,650	22戸	274, 340	35戸	393,	0 3 0
10戸	164,780	23戸	283, 470	36戸	402,	1 6 0
11戸	173, 910	24戸	292, 600	37戸	411,	290
12戸	183,040	25戸	301, 730	38戸	420,	4 2 0
13戸	192, 170	26戸	310, 860	39戸	429,	5 5 0
14戸	201, 300	27戸	3 1 9, 9 9 0	40戸	440,	0 0 0
15戸	210, 430	28戸	3 2 9, 1 2 0)		
16戸	219, 560	29戸	338, 250)		

2. 工事費等

①各種工事費·手数料

設置住所変更工事	11,000円 + 宅内工事費
光てれび変更工事	22,000円+宅内工事費
各種宅内工事	実費(別記、宅内工事単価表参照)
調査・修繕費	実費(別記、宅内工事単価表参照)
STB用リモコン代	2,750円
各種撤去工事	実費(別記、宅内工事単価表参照)
その他工事	実費(別記、宅内工事単価表参照)
各設備撤去工事	実費(別記、宅内工事単価表参照)
B-CASカード再発行手数料	2,160円/1枚
C-CASカード再発行手数料	2,200円/1枚
STB	22,000円/1台

②宅内工事単価表

工 事 名	材 工 費
基本工事	2,200 円/一式
防水接栓	1,100 円/一式
宅内同軸配線	165 円/m
宅内ブースタ	14,300 円/個
BSミキサー	5,500 円/個
屋外2分配器	4,950 円/個
屋外3分配器	5,500 円/個
屋外 4 分配器	6,050 円/個
屋内2分配器	3,300 円/個
屋内3分配器	3,850 円/個
屋内4分配器	4,400 円/個
屋内6分配器	6,600 円/個
屋内8分配器	11,000 円/個
屋内1分岐器	3,300 円/個
屋内2分岐器	3,850 円/個
屋内4分岐器	5,500 円/個
中間壁ユニット1口	3,300 円/個
中間壁ユニット1口2分配	3,850 円/個
中間壁ユニット2口	4,400 円/個

工 事 名	材 工 費
端末壁ユニット1口	2,200 円/個
端末壁ユニット2口	3,300 円/個
外線同軸配線	330 円/m
屋外1分岐器	8,800 円/個
屋外2分岐器	9,900 円/個
屋外4分岐器	11,000 円/個
プラボックス 小	1,650 円/個
プラボックス 中	2,750 円/個
簡易接栓	220 円/個
アンテナプラグ	495 円/個
中継接栓	220 円/個
TVケーブル	1,210 円/本
BSセパレータ	2,200 円/個
その他工事内容	実 費
その他工事内容	実 費

3. 基本利用料、STBレンタル料

区 分	料金(月額)	備考
基本利用料	1 6500	地上波再送信だけの利用
個別加入	1,650円	(再送信チャンネルは増減することがある)
基本利用料	A 1,650円×実入居数	※契約者(オーナー)から一括支払
オーナー契約	B 1, 320円×全所有戸数	
STB	1,100円/1台	BSデジタル放送用
BSデジタル		(画像は接続するテレビにより異なる)
STB	9 9 9 9 11 / 4	BS デジタル+CS 多チャンネル
デジタルプラス	2,200円/台	(画像は接続するテレビにより異なる)

4. 有料チャンネル (税込月額料金) 【エーアイテレビ代行徴収】

STBデジタル	
衛星劇場	1,980円
東映チャンネル	1,650円
レジャーチャンネル 1・3・4	1,078円